明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（経済産業一五）　一
○輸出貿易管理規則の一部を改正する省令（同一六）　八
〔告示〕
○外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件（財務七九）　二
○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（経済産業四四）　三
○輸出貿易管理令第二条第一項第一号の五の規定に基づき、ウクライナのドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域を定める件（同四五）　三
○輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六及び第一号の七に基づき経済産業大臣が指定する者（同四六）
○輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件（同四七）
○輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（同四八）

## 省令

### ○経済産業省令第十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令を次のように制定する。

令和四年三月十五日

経済産業大臣　萩生田光一

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令

**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第二号イに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ及びマイクロコントローラであって、次のいずれかに該当するもの

イ　論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が三二以上のものであって、浮動小数点演算処理を一秒間に五〇億以上実現できるもの

ロ　クロック周波数が二五メガヘルツを超えるもの

ハ　並列プロセッサ用に設計したものであって、転送速度が二・五メガバイト毎秒を超える外部との相互接続のためのデータバス、命令バス又は直列通信ポートのいずれかを二以上有するもの

二　集積回路に用いられる記憶素子であって、次のいずれかに該当するもの

イ　プログラムを電気的に消去することができるプログラマブルロムであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　フラッシュメモリーであって、パッケージ当たりの記憶容量が一六メガビットを超えるもの

（二）　（一）以外のプログラマブルロムであって、次のいずれかに該当するもの

1　パッケージ当たりの記憶容量が一メガビットを超えるもの

2　パッケージ当たりの記憶容量が二五六キロビットを超えるものであって、最大アクセス時間が八〇ナノ秒未満のもの

ロ　スタティック式のラムであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　パッケージ当たりの記憶容量が一メガビットを超えるもの

（二）　パッケージ当たりの記憶容量が二五六キロビットを超えるものであって、最大アクセス時間が二五ナノ秒未満のもの

三　アナログデジタル変換器及びアナログデジタル変換用の集積回路であって、次のいずれかに該当するもの

イ　分解能が八ビット以上一二ビット未満のものであって、出力ワードレートが二〇〇メガワード毎秒を超えるもの

ロ　分解能が一二ビットのものであって、出力ワードレートが一〇五メガワード毎秒を超えるもの

ハ　分解能が一二ビット超一四ビット以下のものであって、出力ワードレートが一〇メガワード毎秒を超えるもの

ニ　分解能が一四ビットを超えるものであって、出力ワードレートが二・五メガワード毎秒を超えるもの

四　フィールドプログラマブルロジックデバイス（コンプレックスプログラマブルロジックデバイス、フィールドプログラマブルゲートアレイ、フィールドプログラマブルロジックアレイ及びフィールドプログラマブル相互接続用集積回路を含む。）であって、シングルエンド方式の最大デジタル入出力数が二〇〇以上七〇〇以下のもの